イ）ア）以外の主任技術者の場合には、「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。
（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
③　平成11年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記の同種工事の経験を有する者であること。
同種工事とは、下記の(ｱ)、(ｲ)の要件を満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。
(ｱ)　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）45㎡以上であること。
(ｲ)　トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）45㎡以上の既設トンネルと併設した道路トンネルの施工実績を有すること。ただし、トンネル中心間隔（道路センター間隔）が30m未満であること。
上記(ｱ)、(ｲ)は同一トンネル、同一工事であることとし、掘削支保工及び覆工の両方を施工していること。
共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。
事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。
経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
なお、当該実績が国土交通省（旧建設省、旧港湾建設局及び北海道開発庁を含む）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑽　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑾　本工事に係る設計業務等の受注者（受託者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
⑿　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある物の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⒀　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりする。
以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。
１）施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性
「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。
②　施工体制確保の確実性
「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。
２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）
①　覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画
トンネルの耐久性及び構造物の安全性の向上を図るため、覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性を向上させる手段に着目し評価する。
②　工事中の環境対策に関する施工計画
本工事区間の沿線に住居等が近接しており、工事中の騒音などの環境対策に配慮する必要があるため、工事中の環境対策に配慮する手段に着目し評価する。
⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。
②　「覆工コンクリート及びインバートコンクリートの品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「工事中の環境対策に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。
③　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。
⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　入札説明書は、平成26年８月25日から平成26年12月11日までに電子入札システムから入手するものとする。
電子入札システム
http://www.e-bisc.go.jp/
②　電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。
交付期間：平成26年８月25日から平成26年12月11日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。
交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課
申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はＦＡＸによる入手申込みは認めない。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
申請書は、平成26年８月26日から平成26年９月16日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年８月26日から平成26年９月16日17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、上記４⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）すること。
⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札の締め切りは、平成26年12月11日13時30分。電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に直接持参すること。
開札は、平成26年12月18日13時30分。中国地方整備局入札室にて行う。
⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年10月31日から平成26年12月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時00分まで。（12月11日は13時30分まで。）（利付国債の提供の場合は平成26年12月２日まで）
〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　中国地方整備局総務部契約課契約係
電話082―221―9231㈹
持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等の者に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　中国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。